

四條畷市環境保全活動協働支援助成金 募集案内

令和3年度

四條畷市市民生活部生活環境課

目 次

四條畷市環境保全活動協働支援助成金募集要領・・・・・・・・・・・・・・・・	1
助成金を受けるための手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

四條畷市環境保全活動協働支援助成金募集要領

1. はじめに

この助成金は、広く市民の参加を得て行われ、又は広く市民への普及が期待できる環境保全活動を行う法人その他の団体（以下「団体等」という。）の当該活動に要する経費の一部を助成することにより、環境保全に関する活動への市民参加の促進を図ることを目的とするものです。助成金を受けようとする団体等は、この要領をよくお読みになって、募集期間内に必要書類を提出して、申請の手続きを行ってください。

募集期間 令和3年4月16日（金）～令和3年5月14日（金）

（受付時間は午前8時45分から午後5時15分まで 土、日、祝日を除く）

2. 助成対象となる活動

助成の対象となる環境保全活動は、「環境保全に関する実践活動」、「環境保全に関する教育啓発活動」のいずれかであって、環境保全活動への市民参加の促進が期待されるものとします。

ただし、国又は他の地方公共団体等から補助金、助成金等の交付その他の経済的支援を受けている、あるいは受けようとする場合は対象となりませんので注意してください。

(1) 環境保全に関する実践活動

広く市民の参加を得て行ったり、広く市民へ活動の普及が期待される地球温暖化防止活動や環境美化活動その他の環境保全に関する実践活動

（具体例）

- ・交流会、ワークショップ等の開催
- ・森林・里山の保全・整備に関する活動
- ・壁面緑化（緑のカーテン）に関する活動 など

(2) 環境保全に関する教育啓発活動

広く市民を対象とする環境保全に関するイベントの実施やパンフレットの作成、または学習会の開催その他の環境保全に関する啓発及び知識の普及活動

（具体例）

- ・環境教育・学習に関する活動（教材の作成、学習会の実施など）
- ・ごみの3R推進のための普及啓発活動
- ・環境家計簿の普及啓発活動 など

3. 助成対象となる団体等

助成対象となる団体等は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 環境保全に関する活動を行うことを主な目的としていること。
- (2) 四條畷市内に活動拠点を置いていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、組織として活動を行うことができると認められること。
- (4) 営利活動、政治的活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。

4. 助成対象となる活動の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

5. 助成対象となる経費

助成対象となる経費は、助成対象となる活動を行うにあたって直接必要とされる経費であって、次の経費のうち、領収書等により支出の確認ができるものです。

- (1) 講師等謝金
講師や専門家等への謝礼
- (2) 消耗品費
材料や書籍、事務用品等の購入費
- (3) 使用料
会場や機器、設備の使用料、車両等のレンタル料
- (4) 通信運搬費
郵便料、運搬料、広告料等
- (5) 印刷費
啓発チラシや報告書、資料等の印刷費
- (6) その他活動で必要と認める経費

ただし、次の経費は対象になりません。

- ① 飲食費
- ② 団体等の構成員への手当
- ③ 団体等の運営費（会報等の印刷費、定例会の会場使用料、事務所の維持費等）
- ④ 団体等の構成員を対象とした勉強会、講習会など、啓発効果が団体等の内部に限定されるような活動の実施に伴う経費
- ⑤ その他、助成対象活動との関連性がない経費

6. 助成金の額

助成対象となる経費のうち、1助成活動につき2万円を限度として助成します。ただし、イベントなどで参加費（資料代、保険料など）を参加者から徴収するなどして、活動実施にともなう特定の収入がある場合は、その額を限度として対象経費から控除します。

また、助成金の交付は、1会計年度において、1団体等につき2回（同一の助成活動にあっては、1回）を限度とします。

※1団体等につき、同一でない2つの活動について交付申請することが可能です。

7. 助成金の支払い

助成金は、活動終了後に提出していただく実績報告書等を審査して額を確定した後に、口座振込により清算払いをします。

※実績報告前における概算払い等はできませんのでご注意ください。

8. 注意事項

- (1) この助成金は、審査の結果、助成できない場合があります。
- (2) 1団体等で2つの活動について交付申請する場合であっても、活動ごとに申請書類を作成

の上提出してください。

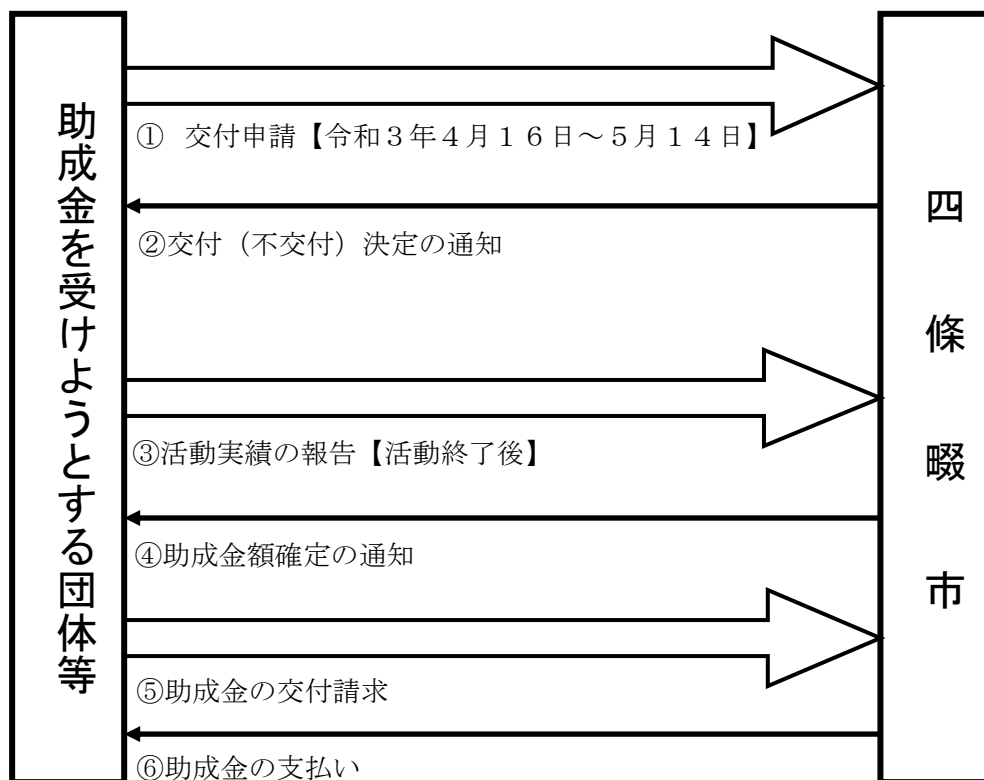
(3) 収支決算書には、経費支出を証明する領収書の写しの添付が必要です。

※経費を支出する際には、必ず領収書を徴収し保管してください。

(4) 助成対象活動を変更・中止・廃止する場合、または、団体等の代表者や所在地等を変更する場合は、事前にご連絡ください。

助成金を受けるための手続き

○事務手続きの流れ



1. 交付申請

助成金の交付を受けようとする団体等は、次の書類を募集期間内に提出してください。
なお、書類提出の際には、活動内容等についてヒアリングさせていただきますので、事前にご連絡の上、生活環境課まで持参（郵送不可）してください。

【提出書類】

- ① 四條躰市環境保全活動協働支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 活動計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体等の定款、規約、会則等の写し
- ⑤ 団体等に関する調書（様式第4号）
- ⑥ 団体等の構成員名簿

《注意》

- ・ 助成金交付決定後に活動内容等に変更が生じることがないように提出書類は十分に検討して作成してください。また、提出書類は助成の適否を決定する審査資料になりますので、内容は詳細に記入してください。

募集期間 令和3年4月16日（金）～令和3年5月14日（金）

（受付時間は午前8時45分から午後5時15分まで 土、日、祝日を除く）

2. 交付（不交付）決定の通知

申請書類の内容とヒアリングの結果を総合的に判断して、交付または不交付の決定を行い、その結果について通知します。

3. 実績報告

助成金の交付の決定を受けた団体等は、助成活動が完了したときは、速やかに次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①四條畷市環境保全協働支援助成金活動実績報告書（様式第7号）
- ②活動成果報告書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第9号）
- ④活動の成果物（報告書や活動状況の写真、チラシ等の配付物など）
- ⑤助成の対象となる経費の支払いを証明する書類（領収書の写し）

《注意》

- ・領収書等の支払いを証明する書類のないものは、助成対象になりません。
- ・領収書は、宛て名に団体等名が明記されているものに限ります。

4. 助成金額確定の通知

実績報告書等の書類を審査して、交付する助成金の額を確定し、通知します。審査の結果、助成対象活動の実績が交付決定の内容と異なる場合や経費精算の状況により、助成金を支払わない、または交付決定額より減額することがあります。

5. 助成金の交付請求

助成金額の確定通知を受けた団体等は、通知された期日までに、四條畷市環境保全活動協働支援助成金交付請求書（様式第11号）を提出してください（郵送可）。

《注意》

- ・助成金の振込先金融機関は、団体等（代表者）名義の口座に限ります。

6. 助成金の支払い

助成金は、交付請求書に基づき、口座振込により支払います。

■活動を変更・中止・廃止する場合

活動を実施するにあたって、収支予算書に記載した対象経費の配分を変更する場合（活動計画及び助成金の交付決定額に変更をきたさない場合は除く）や活動計画の内容を変更する場合、あるいは活動を中止または廃止する場合は、四條畷市環境保全活動協働支援助成金活動計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を、あらかじめ生活環境課に連絡の上、提出をしてください。

《注意》

- ・この手続きをせずに活動を変更した場合は、助成金を支払わない、または交付決定額より減額することがあります。

【問合せ先・書類の提出先】

四條畷市市民生活部生活環境課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL 072-877-2121

0743-71-0330

FAX 072-879-4313

E-mail kankyoushijonawate@city.shijonawate.lg.jp